

# 扶養控除など所得税の「人的控除」について

所得税では、サラリーマンや個人事業者の所得金額を計算する際に、「所得控除」が設けられています。所得控除のうち、基礎控除、扶養控除など納税者本人やその家族の状況等にもとづいて控除されるものを「人的控除」といいます。

## 所得税額の計算の仕組みと所得控除

所得税は、算出された所得金額から所得控除額を差し引いた課税所得金額に税率を掛けて税額を計算するため、所得控除の額が大きいとそれだけ税額も少なくなります（図1参照）。

所得控除には、納税者本人やその家族の状況等にもとづいて控除される「人的控除」と、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などの「その他の所得控除」がありますが、今回は人的控除について解説します。

## 人的控除の種類と注意点

人的控除の種類と内容、対象、控除額は、次頁の一覧表のとおりですが、以下の点に注意が必要です。

### (1) 基礎控除

本人に無条件で認められた控除です。

### (2) 配偶者控除

対象となる配偶者（控除対象配偶者）は、婚姻の届出をしている配偶者であって、内縁関係の人は該当しません。

また、青色申告者の事業専従者として給与をもらっている人、白色申告者の事業専従者は控除の対象になりません。

### (3) 配偶者特別控除

配偶者に38万円を超える所得があるため配偶者控除が受けられないときでも、配偶者の合計所得金額が76万円未満であれば、一定の金額の所得控除が受けられます。

ただし、夫婦で、一方の配偶者がこの控除を受けると、もう一方の配偶者はこの控除を受けることができません。

### (4) 扶養控除

対象となる扶養親族は、配偶者以外の親族で、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。

また、青色申告者の事業専従者として給与をもらっている人、白色申告者の事業専従者は控除の対象になりません。

なお、平成23年分から、扶養親族の年齢が16歳未満の者に係る扶養控除および16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ分（25万円）が廃止されています。

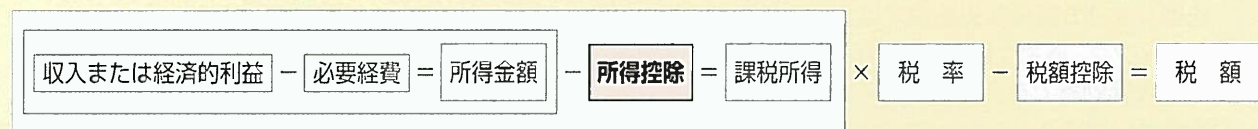
### (5) 障害者控除

障害者控除は、一般障害者か重度の障害がある特別障害者かによって控除額が異なります。平成23年分から、同居の特別障害者に対する控除額の見直しが行われています。

### (6) 寡婦（寡夫）控除

夫（妻）と死別し、または離婚後に再婚していない人で、生計を一にする子がいるなど、一定の要件があれば受けられる控除です。

■図1：所得税の計算の仕組み



■表：所得税の人的控除の種類

種類	内容・対象	控除額
基礎控除	納税者本人が対象	38万円
配偶者控除	生計を一にし、かつ、年間の合計所得金額が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)がいる人	
一般の控除対象配偶者	70歳未満の控除対象配偶者がいる人	38万円
老人控除対象配偶者	70歳以上の控除対象配偶者がいる人	48万円
配偶者特別控除	生計を一にする年間所得が38万円超76万円未満の配偶者がいる人(ただし所得者本人の年間所得が1,000万円以下であること)	3万円 ～38万円
扶養控除	生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)がいる人	
一般の扶養親族	16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族がいる人(※)	38万円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満の扶養親族がいる人(※)	63万円
老人扶養親族	70歳以上の扶養親族がいる人(※)	48万円
(同居老親等加算)	直系尊属の老人扶養親族と同居を常況としている人	+10万円 (合計58万円)
障害者控除	●障害者である人 ●障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がいる人	27万円
(特別障害者控除)	●特別障害者である人 ●特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族がいる人	40万円
(同居特別障害者加算)	●特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている人	+35万円 (合計75万円)
寡婦控除	●夫と死別した人(年間所得500万円以下) ●夫と死別又は夫と離婚した人で、かつ扶養親族又は生計を一にする子がいる人	27万円
(特別寡婦加算)	寡婦で、扶養親族の子どもがいる人(年間所得500万円以下)	+8万円 (合計35万円)
寡夫控除	妻と死別又は離婚をして扶養親族の子どもがいる人(年間所得500万円以下)	27万円
勤労学生控除	本人が学校の学生、生徒等である人(年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下)	27万円

(※) 年齢はその年の12月31日(その日までに死亡した人についてはその死亡の日)現在で判定します。

【お詫びと訂正】「事務所通信平成23年9月号」の6頁目の税務欄「雇用を増やした企業を支援する税制と助成金」において、以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。  
6頁 左段・「雇用を増やした企業の法人税等が減税されます」の本文5行目  
(誤)「……、増加した従業員数1人につき20万円(大企業は10万円)が法人税または所得税から減税される……」  
(正)「……、増加した従業員数1人につき20万円が法人税または所得税から減税される……」



## 今月のワンポイント実務…………… 税務

### 所得控除と税額控除の違い

所得税には、「所得控除」と「税額控除」があります。どちらも税金が少なくなるのですが、計算が異なります。

「所得控除」は、課税所得を計算するにあたって、一定の条件のもと、所得金額(収入－必要経費)から差し引くものです。配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除、雑損控除などがあります。効果としては、収入から差し引く必要経費に似ていますので、所得控除が大きいほど、課税所得が少なくなり、税金も少なくなります。

「税額控除」は、一定の条件のもと、税額(課税所得×税率)から一定の金額を差し引くもので、税額控除の分だけ税金が少なくなります。配当控除や住宅ローン控除などがあります。